

令和 2 年 11 月 30 日

第 3 回検討会

## トイレ設備に関する第 2 回検討会までの議論の整理

### (1) 男女別トイレの設置について

- 男女別トイレの設置は、女性の社会進出に一定の役割を果たしてきており、今後も女性の職場環境を確保する上で、必要である。
- ILO 条約・勧告で、男女別トイレの設置が規定されており、維持する必要あり。
- 今後 5－10 年先を見据えると、男女別トイレのあり方は変わってくるかもしれない。今回以降に事務所則を見直すタイミングがないこともありうるため、先を見越した検討をしててもよい。
- 現在設置が進んでいる男女別でない多機能トイレは、事務所則で規定する男女別トイレに該当しないことは問題。
- 多機能トイレの多くは、独立個室型となっており、仕切り壁型の便房とは必ずしも考え方を同じとせず、1 つのトイレ（便所）としてもよいのではないか。
- 男女各数人など限られた人数の事務所においては、男女別に固定することが合理的でない場合も生ずるのではないか。
- 障害者用トイレの設置促進などは、関係法令で推進されている現状にあり、労働安全衛生法令が重ねて推進するものではないが、それらを視野に入れ適合させるなどの対応は必要。
- 性的マイノリティなどにも配慮し、多様な労働者が利用しやすいトイレの設置やそれらの利用を事務所則の設備基準が制限又は排除しないようにすべき。

### (2) 常時就業する労働者数に応じた便房数について

- 事務所則に規定する男女別の便房数は、学会が待ち行列理論により設定している、るべき衛生器具の数と照らして、大きな乖離はない。ごく少人数ではやや不足、100 人を超える多人数ではやや多めの傾向はある。
- 男女別となっていない独立個室型の便房（多機能トイレを含む）を 1 つの便所として捉える場合、男女別便房数の考え方とどのように整理すべきか。
- 男性用小便器は、男性用便房の利用を効率化するために有効であるが、ごく少人数の事務所においては、男性用便房をもって代替する方が合理的ではないか。